

ラクスル株式会社

定款

2023年 3月 2日最終改訂

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、ラクスル株式会社と称し、英文では RAKSUL INC. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 印刷に関連するインターネットサービスの運営、コンテンツ配信
- (2) 印刷物の製造、販売
- (3) 各種情報システム、ネットワークシステム、ソフトウェア、ハードウェア、データベース及びそれらの周辺機器の企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、使用許諾、保守、運用及びその代理業
- (4) 印刷に関連するシステム、ソフトウェアの開発、運営、販売
- (5) インターネットでの広告業及び広告代理店業
- (6) 経営コンサルティング業
- (7) インターネットを利用した各種情報提供サービス
- (8) 商業デザイン又はグラフィックデザインの企画、立案、制作、管理及び販売
- (9) 企業の広告宣伝、販売促進及びマーケティングに関する企画・制作及び販売
- (10) 運送取扱業及び代理業、陸上運送業、海上運送業、港湾運送業、貨物利用運送事業、通関業、船舶代理業、倉庫業、荷役梱包業、引越し業、産業廃棄物収集運搬業及びそれらの取次業
- (11) 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、特許権等の知的所有権の売買、賃貸借及び管理運用
- (12) 労働者派遣事業、職業紹介事業及び人材の職業適性能力開発のための研修、指導及び教育
- (13) 電話その他の通信手段を用いたコンタクトセンター業務の企画、運営、管理及び業務受託
- (14) スポーツ、音楽、ゲーム、映画、演劇その他各種催事の企画、製作、興行及び関連商品の製造、販売

- (15) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (16) 古物の売買
- (17) 不動産の売買、交換、賃貸、管理及び運用
- (18) 各種物品の売買、交換、賃貸、管理及び運用
- (19) 貸金業及びその仲介業
- (20) ファクタリング業
- (21) 集金代行業
- (22) クレジットカード業
- (23) 損害保険の代理業及び生命保険の募集、代理及び仲立等に関する業務
- (24) 電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業
- (25) 投資事業
- (26) 金融商品取引業、金融商品仲介業等の金融、証券関連事業
- (27) 一般乗用旅客自動車運送事業、一般乗合旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業及び特定旅客自動車運送事業
- (28) 医療、介護、福祉、保育及び健康美容関連事業
- (29) 各種放送事業
- (30) 環境、エネルギー関連事業
- (31) 建築、土木、増改築、機械設備等の工事に関する企画、設計、管理、施工及び販売並びにそれらの請負に関連する事業
- (32) 一般及び産業廃棄物の収集、運搬、処理及び再生並びに再生品の販売及び輸出入に関連する事業
- (33) 農水畜産食品、酒類、タバコの開発、製造、加工及び販売に関連する事業
- (34) 前各号の業務に関する代理、仲介、媒介及び斡旋業
- (35) 前各号の業務に関する調査及びコンサルティング業
- (36) 前各号の業務及びこれらに付帯又は関連する一切の業務を営む会社並びにこれらに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること
- (37) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、193,376,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
- 4 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第10条 当社は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするができる。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した

当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- 4 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

(取締役の任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任

期の満了する時までとする。

- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名を選定し取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって、定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は取締役（業務執行取締役等又は支配人その他の使用人である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して 会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第32条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第35条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 37 条 当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項について、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の基本配当の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。

3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 剰余金の配当は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

(監査役の実任免除に関する経過措置)

附則 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第10回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

以 上